

仕様書

1. 件名

入試広報用漫画冊子原稿制作業務 一式

2. 事業背景及び目的

独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）では、高専の魅力を伝え、技術者を目指す女子中学生を増やすことを目的に、中学生・保護者に向けて小説の形で高専がどのような学校か紹介する入試広報用の小説冊子「美羽の KOSEN 探検」を制作した。

ターゲットである中学生・保護者に女子小学生を加え、小学生にもより分かりやすく伝えるため「美羽の KOSEN 探検」の漫画版冊子の原稿制作を依頼するものである。

3. 納品について【必須】

(1) 納品期日

令和6年3月22日（金）まで

(2) 納品物

- ① AI（イラストレータ）形式のファイルデータ
- ② PDF形式のファイルデータ（印刷入稿用及びWebページ掲載用）

(3) 納品先

独立行政法人国立高等専門学校機構
本部事務局 ダイバーシティ推進準備室
j-office@kosen-k.go.jp

4. 業務内容【必須】

- (1) 「(別紙1) 小説『美羽の KOSEN 探検』」のストーリー、シナリオを原案とし、漫画版冊子の原稿制作を行う。応札にあたり、次のとおり、冊子の構成案を提出すること。【優れてる場合加点】

<冊子の構成案>

- ① 小・中学生を対象とした、理解しやすい平易な言葉を用いた表現とすること。
- ② 高専の魅力がわかりやすく伝わる構成とすること。
- ③ 技術者を目指す女子小・中学生を増やし、女子入学志願者数の増加につながる構成とすること。

- (2) 契約後、企画構成、ストーリー、シナリオを作成し、機構の承認を得ること。
- (3) ストーリー及びシナリオは、ジェンダーによる偏りのある表現がないよう配慮すること。なお、機構は「(別紙2) ジェンダー表現チェックポイント」を参考に表現の確認を行う。当てはまらない項目がひとつでもある場合は、修正を依頼するので、留意すること。
- (4) 冊子全体の構成は、表紙(1P)、目次(1P)、マンガ(35P)、高専の紹介ページ(2P。機構より別途データ支給)、裏表紙(1P)の全40ページ、フルカラーとする。請負者は、以下の流れのとおり原稿を制作すること。
 - ① 全体のページ配分、コマ割り、セリフなどが入ったネームの作成
 - ② ネームの校正(2回)
 - ③ 原稿下書き(カラーでなくてよい)
 - ④ 原稿下書きの校正(1回)
 - ⑤ フルカラー原稿制作
 - ⑥ カラー校正(1回)
 - ⑦ 納品
- (5) 原稿のサイズはA5版として作成すること。
- (6) 表紙や挿絵のキャラクターを用いる際は、元のイラスト画像を加工、改変等することなく、新たに描いて作成すること。
- (7) 上記(1)～(5)の業務を実施する実施体制を整備し、体制図を応札時に提出すること。その際、業務全体の統括・管理を行う監督者を1名配置すること。また、体制に変更があった場合は速やかに機構に報告し、承認を得ること。
- (8) 提出する体制図には監督者又は連絡担当者の電話番号、メールアドレス等の連絡先を明記すること。

5. 業務完了報告【必須】

請負者は業務完了後速やかに、以下の提出先に、業務完了報告書を提出すること。

【提出先】

〒193-0834

東京都八王子市東浅川町701-2

独立行政法人国立高等専門学校機構 財務課契約係

zaimu-system@kosen-k.go.jp

6. 第三者委託【必須】

請負者は、本業務を自ら履行するものとし、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、機構に委託内容の詳細を書面で提出し、承認された場合は、この限りでない。なお、承認された場合でも請負者は契約による責任を免れることはできない。

7. 実績【任意】

小・中学生を対象とした本業務類似の漫画制作の実績があれば、リスト（任意様式）をもって示すこと。【優れている場合加点】

8. ワークライフバランス【任意】

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定企業（えるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業等）及び、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定企業（ユースエール認定企業）については加点するので、認定されていることが確認できる書面の写しを提出すること。【優れている場合加点】

9. 著作権の帰属【必須】

- (1) 成果品及び成果品に使用した写真、図版、イラスト等一切の著作権（二次使用を含む）は、納品後、機構に帰属するものとする。第三者の著作物を利用する場合は、それが可能となるような手続きをすること。また、これにかかる一切の費用は、本契約に含むものとする。（契約締結後の追加での費用負担には応じない。）
- (2) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら機構の責に帰す場合を除き、請負者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、機構は係る紛争等の事実を知った時は、請負者方に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を請負者方に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

10. 機密保持【必須】

- (1) 受注により知り得た全ての情報について守秘義務を負うものとし、これを第三者に漏らし、又は他の目的に使用しないこと。
- (2) 受注により知り得た全ての情報については、契約期間はもとより、契約終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- (3) 正当な理由があつてやむを得ず第三者に開示する場合、書面によって事前

に機構の承認を得ること。また、情報の厳重な管理を実施すること。

- (4) 機構が提供した資料は、原則として全て複製禁止とすること。ただし、業務上やむを得ず複製する場合であって事前に書面にて機構の許可を得た場合にはこの限りではない。なお、この場合であっても業務終了後はその複製を機構に返納するか、焼却・消去する等適切な措置をとり、秘密を保持すること。

1 1. 損害賠償【必須】

請負者の故意又は過失により、機構が損害を被った場合には、機構は請負者に対して損害賠償を請求し、かつ、機構が考える必要な措置をとることを請求できる権利を有するものとする。

1 2. その他

本調達の実行について疑義が生じたとき、又は本調達に伴い契約書及び仕様書に定めていない事項については、機構及び請負者の双方で協議の上、決定すること。